

業務委託仕様書

1 委託業務名

宇部市休日・夜間救急診療所受診状況表示システム構築業務

2 委託業務内容

- (1) 宇部市休日・夜間救急診療所受診状況表示システム実証実験業務
- (2) 宇部市休日・夜間救急診療所受診状況表示システム構築業務

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 目的

本市では、休日・夜間救急診療所のサービス向上のため、ICTを活用した業務改善を行うにあたり、患者の待ち時間の心理的負担軽減やデジタル化に伴う業務分析・改善を目指し、受診状況表示システムを導入することを目的とする。

5 委託上限額

4, 394, 170円

(内訳)

- (1) 宇部市休日・夜間救急診療所受診状況表示システム実証実験業務
(令和5年度実施分) 374,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (2) 宇部市休日・夜間救急診療所受診状況表示システム構築業務
(令和6年度実施分) 4,020,170円(消費税及び地方消費税を含む)

6 休日・夜間救急診療所概況

(1) 診療科目、診療日及び診療時間

小児科、内科、外科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科

各診療日及び診療時間等はホームページを参照

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/iryuu/shinryuu/1004896.html>

(2) 年間受診者数

令和4年度 10,582人 令和5年度(上期:4~9月) 6,823人

7 本業務の内容

《令和5年度実施》

宇部市休日・夜間救急診療所受診状況表示システム実証実験業務

(1) 実証実験概要

- ① 現状・課題の整理
- ② 受診状況表示システムの導入に向けた実証実験

実証実験を行う前に、市に対して実験内容の説明会等を実施すること。

- ③ 実証実験の効果検証・とりまとめ
- ④ 受診状況表示システムの導入仕様の具体化及び導入スケジュール案の作成

(2) 成果物の納品

- ① 本業務の履行の為作成された成果物の著作権は、本市に帰属する。
- ② 成果物は、電子データにて提出すること。
- ③ 本業務の成果物及び納入時期については、次のとおりとする。
 - ア 実証実験結果報告会 1回（本市が定める期日）
 - イ 業務完了報告書（電子メールにて提出すること）
(内容) 調査結果の概要・総括、受診状況表示システム導入に関する説明
その他協議のうえ決定することとする。

(3) 納品期日

令和6年3月31日

《令和6年度実施》

宇部市休日・夜間救急診療所受診状況表示システム構築業務

(1) 診療の進捗が見えるように情報を公開するシステム導入

受付管理システムの導入（紙での情報管理から電子データでの情報管理に変更する）

- ① 受付情報(カナ氏名、診療科、車番4桁、処理フェーズ等)を管理可能なシステムを構築すること。
- ② 患者がタブレットを使用して受付を行う仕組みを構築すること。
現在、紙の受付表に記入している運用と大きく仕組みを変えないように手書きタブレットに記入する仕組みにて機能提供すること。
- ③ 医療事務が、受付業務や処理フェーズを簡単に更新可能な仕組みを構築すること。
- ④ 処理フェーズ（診療待ち人数・会計待ち人数）ごとの待機人数、自身の処理フェーズを患者が確認可能な仕組みを構築すること。
- ⑤ 大型ディスプレイで複数の方に進捗が分かるように表示することと市民の方自身のスマートフォン等で進捗状況が把握できる仕組みを提供すること。
※ガラケーは、非対応とする
- ⑥ 時間別の受付数の集計、処理フェーズごとの経過時間を管理、集計可能な仕組みを構築すること。

(2) システム導入に必要な機器の導入・設置

システムの構成及び機能については、次の事項を基本とする。ただし、市民サービス向上に繋がる内容であれば機械等の数量や機能について、宇部市と協議の上変更しなければならない。

品名	仕様	数量
大型液晶ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・画面サイズ：32 型以上 ・液晶パネル：IPS 方式液晶 ・表示画素数：1,920×1,080 ・入力端子：HDMI×2 ミニ D-SUB15 ピン×1 ・ネットワーク：RJ-45（100BASE-TX）×1 ・USB ポート：USB2.0×1 ・連続稼働時間：24 時間 ・設置：横型設置／縦型設置 可能 ・保管環境：温度 -20℃～60℃ 湿度 10～80%（結露の無いこと） ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・USB メディアプレーヤー機能 ・電源 ON/OFF を管理するスケジュール機能 ・グリーン購入対応製品 	1
大型ディスプレイスタンド	<ul style="list-style-type: none"> ・納入予定の大型液晶ディスプレイを設置可能なスタンドを準備すること ・大型液晶ディスプレイを縦にも横にも設置可能なスタンドを準備すること ・キャスター付きのスタンドを準備すること ・収納スペース：幅 390×奥行 440×高さ 55（mm） 	1
表示制御装置 （小型パソコン）	<ul style="list-style-type: none"> ・OS：Windows 10 IoT Enterprise 2021 LTSC ・CPU：Core i5 ・メモリ：8GB ・記憶装置：SSD256GB ・入力端子：：HDMI×1 ミニ D-SUB15 ピン×1 ・ネットワーク：無線 LAN ・外形寸法：34.5（W）×182.9（D）×179（H）mm （スタンド（本体用）含まず） ・添付品：再セットアップディスク ・保守：出張修理対応 週 5 日対応 	1
操作用装置 （ノートパソコン）	<ul style="list-style-type: none"> ・OS：Windows11 Pro ・CPU：Core i5 ・メモリ：8GB ・記憶装置：SSD256GB ・画面：15.6 型ワイド(1,366×768)カメラ付き ・読取装置：DVD-ROM ・テンキー付きキーボード 	4

	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク：無線 LAN ・USB 光学スクロールマウス ・ソフト：Office Personal2021 ・添付品：再セットアップディスク ・保守：出張修理対応 週 5 日対応 	
受付入力用ペンタブレット	<ul style="list-style-type: none"> ・対角 15 インチ以上で、解像度 1920×1080 以上で表示可能であること ・液晶視野角は水平 170° / 垂直 170° 以上であること ・液晶のコントラスト比は 1000 : 1 以上であること ・液晶の最大輝度は 200cd/m²以上であること ・タブレット部の読み取り方式は電磁誘導方式であること ・タブレット部の筆圧レベルは 1024 レベル以上であること ・入力のインターフェースは電池レス、コードレスペンであること 	2
確認用タブレット	<ul style="list-style-type: none"> ・Android OS ・メモリ：4GB 以上 ・ストレージ：64GB 以上 ・ディスプレイ：9 型ワイド (1,340×800) ・本体質量：350g 以下 	3
無線アクセスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間救急診療所にある既設のネットワーク環境に影響を与えないネットワークで運用するためにルーター機能を搭載した無線アクセスポイントを導入すること ・IEEE 802.11a、IEEE 802.11b、IEEE 802.11g、IEEE 802.11n、IEEE 802.11ac、IEEE 802.11ax に対応すること ・認証方式：WPA パーソナル (WPA と WPA2、WPA2 と WPA3、WPA2 のみ、WPA3 のみ)、WPA エンタープライズ (WPA と WPA2、または WPA2 のみ、WPA3 のみ) 	1
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記機器以外にも提案されるシステムで利用するサーバや周辺機器、システムで利用するデータベース等 	※

(3) 機器の設置について

- ① 機器等の設置にあたっては、施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講じること。なお、万が一事故等が発生した場合は、受託者の責任において対応すること。

- ② 搬入・設置工事等にあたっては、本市と協議を行い、建物・設備等に損傷を与えないよう必要な処置を行うこと。万が一、納入物品及び既存の建物等に損傷を与えた場合は、受託者の負担において現状回復すること。
- ③ 納品の際に発生した梱包材等のゴミに関しては、受託者が処分を行うこと。
- ④ 受託者が、システム関連機器としてパソコン等を設置する場合は、情報セキュリティ保持のため、パソコン等にデバイス制御を行い、電子メディアによって外部に情報を持ち出すことを制御する機能を有すること。
- ⑤ 納入する備品等は全て新品とし、中古品は一切認めないものであること。
- ⑥ 休日診療所の管理運営及び患者の利便性に大きな支障を与える設置方法であってはならない。

(4) システムの操作説明

- ① 本システムの運用にあたり、休日診療所出務者（医療事務・看護師等）へのシステム操作を依頼する場合は、対象者への操作説明と運用がスムーズに行われるまでの対応を実施すること。
- ② 設置するシステムの操作マニュアルを作成すること。

(5) 保守及び維持管理

- ① システム障害等緊急時の代替手段及び対処方法をマニュアルに定めるとともに、問合せ等対応が可能な体制を備えること。
- ② その他、市から指示がある場合には、速やかに報告・対応を図ること。

(6) 成果物の納品

- ① 本業務の履行の為作成された成果物の著作権は、本市に帰属する。
- ② 成果物は、電子データにて提出すること。
- ③ 本業務の成果物及び納入時期については、次のとおりとする。
 - ア 定期業務報告会 年1回（本市が定める期日）
 - イ 各会議の議事録概要 会議後1週間以内
 - ウ 業務完了報告書（電子メールにて提出すること）

(7) 納品期日

令和7年3月31日

8 履行場所

宇部市休日・夜間救急診療所

（〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目1番10号）

9 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を統括する責任者（以下「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。

- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及び連絡先を明記した作業体制表を本契約締結時に提出すること。
- (3) 原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本市に申し出ること。

10 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1) により本市が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1) により本市が承認した場合であっても、受託者は本市に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

11 機密保持

- (1) 受託者が本市の執務室等に立入って作業を行う場合には、事前に本市に連絡し、許可を受けてから行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (3) 受託者は、本市から提供された資料等（以下「資料等」という。）を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。
- (5) 受託者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還または削除すること。

12 特記事項

- (1) セキュリティ強靱化により、ネットワーク分離していることから、リモートによるメンテナンスはできないことに留意すること。
- (2) 本業務により提出される成果物については、本市の取組の一環として公表する可能性があること。ただし、公表の内容等については、本市と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。